


報道機関各位

平成31年4月11日（木） 13時00分 配付

<p>項目</p>	<p>能取湖におけるあさりの潮干狩りについて (漁場耕耘事業の実施)</p>
<p>配付資料</p>	<p>遊漁者向け周知・協力要請文、実施区域図</p>
<p>内容及び報道に当たってのお願い</p>	<p>趣 旨</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 今年から西網走漁業協同組合が特別採捕許可を受けて、遊漁者に参加していただく漁場耕耘事業を実施することになりました。</li> <li>○ ついては、この特別採捕許可により、北海道海面漁業調整規則で禁止されている「遊漁者等の漁具又は漁法の制限」について、次の内容に限定して禁止が解除されますので、お知らせします。</li> </ul> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>①期 間 4月15日から7月15日まで</li> <li>②区 域 能取湖の湖口漁港南端から二見ヶ岡漁港東端までの能取湖東岸の距岸200m以内の区域</li> <li>③漁 具 くまで等の剥具（幅20cm以内かつ長さ50cm以内のもの。）</li> <li>④採捕できる水産動物 あさり等の貝類 ※ ほたてがい、かき、つぶ、ほくかいてび、うに、ほっきがい及びなまこは湖内全域で周年採捕禁止</li> </ul> </div> <p>参 考（経緯等）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 網走市にある能取湖では、毎年、あさりの漁業権の免許を受けている西網走漁協が4月15日から10月15日までの期間、湖内の一部を遊漁者の潮干狩りに開放してきました。</li> <li>○ 平成30年9月1日に能取湖は、漁業法第84条第1項に定める漁業法上の海面に指定され、能取湖の潮干狩りには、北海道海面漁業調整規則による「海面」のルールが適用されることとなりました。             <ul style="list-style-type: none"> <li>①あさりの採捕禁止期間（7月16日～9月30日）</li> <li>②遊漁者等の漁具又は漁法の制限</li> </ul> </li> <li>○ 一方、近年、能取湖内のあさりの漁獲が減少傾向にあるなか、遊漁者による「くまで等の剥具」を用いた潮干狩りによる漁場の耕耘が、資源の維持増大に貢献していると考えられているため、漁場耕耘事業を実施することとなったものです。</li> </ul>
<p>他のクラブとの関係</p>	
<p>担当窓口</p>	<p>オホーツク総合振興局産業振興部水産課 課長 高橋 研司 (漁業管理係長 山蔦恒夫) 直通電話(課長) 0152-41-0653 (内線2600) (漁業管理係) 0152-41-0656 (内線2621)</p> <div style="text-align: right;">  </div>

## 能取湖であさり等の潮干狩りを行う皆さまへ

西網走漁業協同組合

能取湖にはあさりの共同漁業権が設定されており、遊漁者によるほたてがい、かき、つぶ、ほくかいえび、うに、ほっきがい、なまこ、あさりの採捕が禁止されていますが、あさりに関しては、漁業権の免許を受けている当組合が毎年4月15日から10月15日までの期間について、区域を限定して、遊漁者によるあさりの採捕を認めてきたところです。

平成30年9月1日から国の告示改正により、能取湖は漁業法上の海面として扱われることとなりました。

このため、能取湖には北海道海面漁業調整規則が適用され、内水面では制限されていない「くまで等の剥具」については、遊漁者等の漁具又は漁法として禁止されることとなりました。

しかし、近年、能取湖のあさり資源は減少傾向が顕著となっている中、引き続き、「くまで等の剥具」を使用したあさりの潮干狩りによる漁場の耕耘の効果が期待されることから、今年度、当組合が特別採捕許可を取得して、遊漁者の皆さまに参加していただく漁場耕耘事業を実施することとなりました。

この特別採捕許可では、北海道海面漁業調整規則で禁止されている「くまで等の剥具」を使用した水産動植物の採捕について、次の内容に限定して禁止が解除されています。

- ①期 間 4月15日から7月15日まで
- ②区 域 能取湖の湖口漁港南端から二見ヶ岡漁港東端までの能取湖東岸の距岸200m以内の区域
- ③漁 具 くまで等の剥具（幅20cm以内かつ長さ50cm以内のもの。以下、「指定漁具」という。）
- ④採捕できる水産動物  
あさり等の貝類（ほたてがい、かき、つぶ及びほっきがいを除く。）

なお、漁場耕耘事業として実施するため、事業の参加者を把握する必要があることから、お手数ですが、「指定漁具」を使用してあさり等の貝類（ほたてがい、かき、つぶ、及びほっきがいを除く。）の潮干狩りをされる方は参加届を記入のうえ、最寄りの受付箱に投函くださるようお願いいたします。

また、能取湖内全域で次の水産動物は参加届提出の有無及び「指定漁具」使用の有無に関わらず、周年、採捕が禁止されていますので、絶対に採捕しないでください。

### 能取湖内で採捕が禁止されている水産動物

ほたてがい、かき、つぶ、ほくかいえび、うに、ほっきがい、なまこ

※ これらの水産動物を採捕した場合は、参加届提出の有無に関わらず、漁業権侵害等で罰せられます。

## あさり漁場耕耘 参加届

代表者が記入のうえ、最寄りの受付箱に投函願います。

参加日		平成・令和 年 月 日
代表者	住所	
	氏名	
人数		

- あさりの採捕を行う日毎に提出願います。
- 同じ日に採捕場所を変えた場合、参加届の再提出は不要です。

# 能取湖あさり漁場耕耘事業実施区域

能取湖の湖口漁港南端から二見ヶ岡漁港東端までの能取湖東岸の距岸200m以内の区域

